

# 第14章

## 一方的措置

### 1. ルールの概観

#### (1) ルールの背景

##### ①定義

本章で定義する一方的措置とは、WTO協定等国際ルールに基づく多角的な紛争解決手続によらず、自国のみで判断し、制裁措置 (retaliatory measures) として関税引上げ等の貿易措置を発動することをいう。

##### ②一方的措置を巡る歴史

これまで、一方的措置として問題になってきたものの多くは、米国の措置である。EUやカナダも何らかの形でこれに類似した手続を有しているが、それらは米国の一方的措置への対抗的措置として導入されたものであり、手続面においては限定的であり、運用面においても、慎重に実施されている。米国の戦後の通商政策を見ても、1974年の通商法の成立を分岐点に、2つの時期に大別される。

1970年代以前は、1962年通商拡大法による大統領への大幅な通商権限委譲により、ケネディ政権下で大幅な関税引下げによる貿易自由化が推進される一方で、エスケープ・クローズ (緊急輸入制限措置規定) の適用の厳格化等、貿易自由化の原則を貫き、貿易自由化によって生じた被害に対する救済措置をあくまでも例外的なものとする試みが推進された。ただし、国務省

の主導では国内の各利益集団の利害が交渉に反映されないとの不満により、USTR (United States Trade Representative: 合衆国通商代表) の前身である通商交渉特別代表 (STR) の新設等、1974年通商法成立の下地となる傾向も、徐々に芽生えつつあったといえる。

1970年代に入って、米国の貿易収支は悪化の一途を辿り、1971年には20世紀に入って初めての貿易赤字となった上、石油危機による追い打ちもあり、企業や労働組合は議会に対して貿易救済措置の発動要件の緩和を求めるなど、保護主義的な圧力を強めていった。このような経済情勢を背景に、エスケープ・クローズの発動要件を緩和すると同時に、外国の不公正貿易政策について制裁措置権限を大統領に与える301条他の項目が盛り込まれた、1974年通商法が成立したのである。

更に、1980年代後半には、レーガン政権下で米国が巨額な貿易赤字を抱えたことから、ゲッパート修正条項 (Gephardt Amendment) に象徴される貿易赤字相手国に対する議会の不満が募った結果、1988年包括通商競争力法が成立した。本法は、米国が不公正と判断する外国政府の行為・政策・慣行に対する制裁措置の発動について、大統領の裁量権を狭め、USTRに権限を大幅に委譲すること、また、いわゆるスーパ

一 301 条を新設して、外国の不公平措置に対して調査から制裁発動までの手続を自動化することを規定しており、米国が一方的措置をとりやすくした。

上述のように、米国は、1988 年包括通商協法によって改正された 1974 年通商法 301 条に典型的に見られるいわゆる一方的措置を、他国との通商交渉を進めるための威嚇手段として利用してきた。すなわち、他国の貿易政策・措置について、WTO 協定等の国際的に認知された手続によることなく、自国の基準・判断に基づいて「(WTO 協定等) 国際的なルール違反である」又は「不公正な措置である」などと一方的に判定し、これに対抗する手段として制裁措置 (retaliatory measures) をとり、また、制裁措置の発動という威嚇を背景として他国の政策・措置の変更を迫ってきたのである。

### ③一方的措置が問題である理由

このような一方的措置は、第一に、多角的貿易体制を基本とする WTO の理念と基本的に相容れない。紛争解決了解 (DSU) 第 23 条では、WTO 紛争解決手続に基づかない一方的な制裁措置の発動を明示的に禁止している。多角的貿易体制は、それを規律する WTO 協定を始めとする国際ルールを各国が遵守することによって成り立っており、そこで生じた紛争は、一方的措置を用いてではなく、国際ルールに基づく紛争解決手続によって解決されるべきである。

また、第二に、一方的措置の脅迫を背景とした交渉により成立した二国間の合意は、その内容が最恵国待遇の原則から逸脱したものとなる傾向があり、この点からも、一方的措置が WTO の目指す自由貿易体制にとって有用なものではないことは明らかである。

### ④一方的措置は正当化されない

一方的措置も場合により正当化され得ると主張されることがある。このような論者が挙げる理由は、(a) WTO 協定等の国際規範が実体法的にも手続法的にも不完全であるから、これらの規範に対する反抗・不遵守 (disobedience) が正当化されるという主張と、(b)信頼性のある制裁措置の存在が結果として自由貿易体制を維持するための担保機能を果たしているので、この措置は戦略的にも正当化されるという主張に帰着することが多い。

しかしながら、本報告書はこのような考えにはくみしない。「正当化される反抗 (disobedience)」の考え方については、まず(2)で詳述するように、WTO 協定の発効によって協定対象分野が拡大するとともに紛争解決手続が強化された結果、理論の根拠を失った。さらに、そもそもそのような考え方は、制裁措置の応酬による一方的措置の悪循環を招来する危険があり、大国の恣意を許すことになるといった問題がある。また、「戦略的正当化」の考え方についても、紛争解決手続の整備によって、WTO によって制御された制裁措置が現在では存在している以上、もはやその根拠を失った。

さらに、一方的措置は、当該措置を発動する国が検事と判事の二役を演じて「一方的」な判断によって発動されるため、当該判断において、発動国のみの利益という観点から恣意的に解釈、判断される可能性が高く、中立性、公平性が確保されているという保証は全くない。

## (2) 法的規律の概要

WTO 協定に係る紛争は、本来、最終的には WTO の紛争解決手続に則り解決が図られるべきである。この範疇に入る問題に関して、WTO の手続を経ずに、一方的な関税引上げ、数量制限等の制裁措置が発動されるようなことがあれば、経緯の如何を問わず当該措置自体が GATT

第1条（最恵国待遇）、第2条（譲許税率）、第11条（数量制限の一般的禁止）、第13条（数量制限の無差別適用）等に違反することとなる。また、関税引上げ等の発動を前提とした威嚇により現実に生じる貿易歪曲効果が、GATT上の利益侵害となる場合もある。

なお、米国は、一方的制裁措置をとらざるを得ない理由として、手続の遅延等 GATT 紛争解決手続が効果的に働かないことを挙げていたが、WTO 協定においては、「紛争解決手続に関する規則及び手続に関する了解 (DSU)」等によって期間制限や手続の自動性が規定され、迅速な解決が保証された。

その結果、紛争解決手続の非効率を理由として、そこから逸脱することを正当化することはできなくなった。

#### WTO 紛争解決手続における規律

さらに、WTO 紛争解決手続の下では、以下のような規律がなされ、WTO 協定のカバーする範囲内での一方的措置は禁止された。

##### ① WTO 紛争解決手続に準拠すべきことの明示化

WTO 協定上の利益が害されたか否かの判断は、WTO の紛争解決手続でなければ行えないことが明文化され、それによらない一方的措置の禁止が明文化された (DSU 第 23 条)。したがって、こうした手続に反する一方的措置の実施は、理由の如何を問わず WTO 協定違反となる。すなわち、(a)他国の WTO 協定違反の措置の有無及び自国の WTO 協定上の利益の侵害の有無、(b)相手国が WTO 協定違反の措置を整合化するために要する合理的期間、(c)相手国が措置の整合化を行わない場合に発動する制裁措置の程度のそれぞれに関し、各加盟国が一方的に判断してはならないことが規定された (DSU

第 23 条)。

従来の GATT においても、GATT 上の紛争の解決については、GATT の紛争解決手続によるべきこと自体は当然の前提であったが、WTO 設立に当たりこの点が協定に明示されたことは大きな前進である。

##### ② 協定の対象分野の拡大

WTO 協定の発効に伴い、旧 GATT に比べて WTO 協定のカバーする範囲は、モノの貿易のみならずサービス、知的財産権の分野等にも拡大され、広範な分野において一方的措置の発動が禁止されることとなった。後述するように、米国は、通商法 301 条をモノの分野のみならずサービス分野における市場開放や知的財産権の分野においても利用するようになっているが、WTO 体制のもとでは、TRIPS 協定違反等に於ける行為について、米国が WTO の紛争解決手続を経ることなく一方的に措置をとることは正当化され得ない。

以上の①、②を踏まえ、一方的措置の発動類型について、措置発動の原因とされた紛争内容（発動国は相手国による WTO 協定違反、WTO 協定上の自国利益の侵害を問題としているか、WTO 協定でカバーされていない分野での利益侵害、例えば、人権侵害などを問題としているか）と、発動される一方的措置の内容（WTO 協定に違反する措置か、WTO 協定には違反しない措置、例えば、譲許税率の範囲内での関税引上げによるか）の組合せによって場合分けし、それぞれの場合と関連のある規律について整理すると図表 14-1 のとおりとなる。図で示されたように、(d)の領域以外については、DSU 第 23 条違反又は一方的措置自体の WTO 協定違反が問われることになる。

なお、(d)の領域のケースは、DSU 第 23 条違反

又は一方的措置自体の WTO 協定違反を問われないことから、一方的措置の発動国が、実際は相手国の WTO 協定に関する措置に対するものであるにもかかわらず（実際は(a)または(b)の領域のケース）、名目上「相手国の WTO 協定違反」を発動の理由とせず一方的措置を発動することも想定できる。このような論法を認め

れば、発動国は「相手国の WTO 協定上の問題を争っていない」と主張することにより、常に DSU 第 23 条違反を免れるという不合理な事態を招来するため、係争事案が WTO 協定上の問題か否かは、紛争処理手続に関するルールに照らして客観的に判断されるべきである。

<図表 14-1>

		〈一方的措置の内容〉	
		WTO 協定違反	WTO 協定違反なし
〈紛争の内容〉	WTO 協定に係るもの	DSU 第 23 条違反/措置自体が違反 a	DSU 第 23 条違反 b
	上記以外	措置自体が違反 c	d

- (i) a 及び b については、相手国による WTO 協定違反、WTO 協定上の自国利益の侵害を問題とする以上、DSU 第 23 条により、必ず WTO の紛争解決手続を利用する必要があり、一方的措置は、DSU 第 23 条違反となる。更に、a については、措置自体の協定違反も当然問題となる。
- (ii) c については、当該措置自体が WTO 協定違反となる。
- (iii) d については、DSU 第 23 条違反や当該措置自体の WTO 協定違反の問題はないが(なお、その場合でも、措置が相手国の WTO 協定上の利益を侵害するようなことがあれば、非違反申立によって訴えられる可能性はあり得る。)、WTO 協定の対象分野の拡大により、上記②に関わる紛争内容の側面でも、また措置内容の側面でも、従来に比し、d の領域は大幅に狭まったものといえる。

### (3) 経済的視点及び意義

WTO の紛争解決手続によらない制裁措置の発動は、関税引上げ等の措置それ自体が貿易を歪曲するだけでなく、相手国による逆制裁を招く可能性が高く、制裁関税の競争的な引上げといった事態につながるおそれが極めて高い。また、一方的措置は、国内産業保護、輸出者利益といった国内の利害関係に基づいてとられる場合が多く、一度手続が開始されると、国内的理由からその中止や撤回には困難が伴う場合が多い。

このように、一方的措置は、発動国・対象国双方の貿易を縮小させ、両国内の福利厚生に悪

影響を与えるなど、双方の経済的利益を損なうものであることは明らかであり、引いては世界貿易の発展を阻害するものとなりかねない。我々は、1930 年代の報復関税の競争的な引上げによってもたらされた貿易の大幅な縮小と世界経済の停滞を想起すべきである。

## 2. 主要ケース

### (1) 日米自動車問題 (DS 6)

WTOの下で加盟国に対する301条手続発動を扱う最初の事例となったものに、日米自動車問題がある。日本の自動車補修部品市場の規制に関して、米国政府は1994年10月1日に301条に基づき調査を行い、1995年5月10日には制裁措置の対象となる行為が存在するとして「クロ決定」を行った。この決定を受けて米国政府は日本製高級車に対する100%関税の賦課という一方的措置を提示するに至ったため、日本政府は直ちに米国政府に対してGATT第22条協議を要請した。

本協議において、我が国は米国による日本製高級車種のみを対象とした報復的な関税賦課について、最恵国待遇(GATT第1条)、関税譲許違反(GATT第2条)及び一般的数量制限の禁止への違反(GATT第11条)等を主張するとともに、本件措置がWTO加盟国による一方的な対抗措置の発動を禁じたDSU第23条に違反する旨主張した。DSU第23条は、WTO協定でカバーされる紛争について、WTOにおける解決を図らず301条のような一方的措置で解決しようとすることを禁じているため、本件について米国が、当該301条に基づく「クロ決定」は、あくまで301条手続の中で「不合理かつ差別的」と国内法上の要件を認定したのであって、「WTO協定違反である」と判断した訳ではないから両者は概念的に異なり、DSUとの整合性は問題とならない旨主張する懸念があった。しかし、上記のような論法を認めれば、一方的措置を発動する国が明示的に「WTO協定違反」を理由としない限り、DSU第23条違反は生じないこととなってしまう、不合理である。また、本件においては米国政府自身がWTO事務局

長に対日WTO申立を予告した95年5月9日付け書簡の中で、「(日本の)過剰で複雑な規制が大半の整備業務を国内部品メーカーと密接に結びつけた指定整備工場に向かわせている」と述べたうえ、WTO・TBT協定(第2条2項、第5条1項)の文言をそのまま用いて当該規制は「不必要な障害を国際貿易に生じさせるもの」と述べていたことから、米国が、日本の自動車補修部品市場の規制はWTO協定でカバーされる問題、と認識していたことは明らかであった。いずれにしても、一方的措置の対象となった問題がWTO協定でカバーされる紛争に当たるか否かは、最終的に当事国ではなくパネル等の判断に委ねられるべきであろう。

本件は最終的にはWTOにおける協議とは別に行われた二国間協議によって決着が図られたが、紛争がWTOに付託され、国際社会の監視の下で協議されたことは、貿易戦争を回避しつつ国際ルール整合的な決着を図る上で大きな効果があったと言える。特に、本件について討議した95年5月のWTO紛争解決機関(DSB)会合においては、米国が一方的な関税引上げを予告したことについて、延べ30ヶ国近い加盟国から例外なく批判が寄せられ、WTO紛争解決手続を用いるよう一致した意見が寄せられた。このような多国間会合における国際世論が本件の解決に果たした役割は大きい。

(日米自動車協議の発端となった米国による日本企業への外国製品購入要請については、本章後掲「資料◆「外国政府が日本企業に対して直接外国製品の購入を要請することについて」(1995年版不公正貿易報告書 付論III)」を参照)

## (2) 日米フィルム問題 (DS 44)

本件は、米国政府が、我が国に対し 301 条の下での二国間交渉を求めたところ、我が国が米国通商法 301 条のもとでの二国間交渉に応じないという立場を堅持した結果、WTO 紛争解決手続に委ねられることとなった事例である。米国は、WTO では、消費者用写真フィルム及び印刷紙に関する日本政府の行為につき、GATT 23 条 1 項(b)の非違反申立て（措置それ自体が WTO 協定に違反するかどうかは別として、その措置が他国の協定上の利益を無効化・侵害しているとの主張）を中心に申立を行ったが、パネルは米国の主張を全て退けた。

なお、日米フィルム問題においては、米国は、1998 年 2 月に日本政府の WTO パネルに対する主張を「約束（コミットメント）」とみなし、日本政府がこれを遵守するかを監視する旨を発表した。これに基づいて、米国政府は同年 8 月に第 1 回、1999 年 6 月に第 2 回モニタリングレポートを発表しているが、その後レポートの発表は無い。日本政府のパネルに対する主張は、過去及び現在の事実関係及びその法的評価の主張である。米国政府がこれを将来の政府措置についての国際的な「約束」と性格付けることは適切ではない。

## (3) EU—バナナ問題 (DS 27)

EU は、EU と ACP 諸国（アフリカ、カリブ海、太平洋諸国）との間に締結しているロメ協定に基づき、バナナの関税割当制度について、ACP 諸国産のバナナを優遇する特惠措置を採用している。WTO のパネル・上級委は、現行の EU バナナ輸入制度が最恵国待遇等に違反するとの判断を下しており、EU は勧告に従って 1999 年 1 月 1 日までに関係する措置を是正する旨を表明したが、EU の提案はいずれも申立国（米国、エクアドル、グアテマラ、ホンデ

ラス、メキシコ）に受け入れられず、1999 年 4 月から米国による制裁関税が課されていたが、2001 年 4 月の米・EU 及び EU・エクアドル合意により、同年 7 月より米国による制裁関税は解除された。以下に EU バナナ問題の簡単な経緯とその問題点を紹介する（本パネル・上級委報告の内容については第 II 第 1 章「最恵国待遇」、ロメ協定との関係については第 II 部第 15「地域統合」を参照）。

### ① 経緯

WTO の勧告に従い、EU は 1998 年 7 月と 10 月の 2 回に分けて勧告の実施案を提示したが、申立国はこれを認めず、1998 年 12 月には EU 及びエクアドルの双方が新制度の WTO 整合性を巡り、紛争解決了解 (DSU) 第 21 条 5 項に基づき原パネルの設置を要請した。

一方で米国は、国内の利害関係者の議会への強い圧力を受け、1998 年 10 月に、EU がバナナ輸入制度を WTO 整合的に改正しない場合には、DSU 第 22 条に基づき、国内的には通商法 301 条の手続に従って、EU に対して制裁を発動する旨決定した。これに対し、EU は、米国が DSU に定める制裁を発動するためには、DSU 第 21 条 5 項のパネルによる判断が必要であると主張し、さらに 1998 年 11 月には、米国の通商法 301 条関連措置が DSU 第 23 条（一方的制裁の禁止）に違反するとして、別途、WTO 協議要請を行った。米国は 1998 年 12 月に通商法 301 条に基づく制裁リストを発表、EU からのハンドバッグやカシミア製品等の品目総額 5 億 2 千万ドル相当の輸入に対し制裁関税を課することを明らかにした。本件は、米・EU の合意により仲裁に付され、1999 年 4 月 6 日、WTO は制裁額を決定するための仲裁の結果を発表し、米国が要求していた総額 5 億 2 千万ドルの制裁措置のうち 1 億 9140 万ドルまでを承認、これを受け

て米国政府は制裁リストを確定した上で3月3日に遡って正式に制裁関税を徴収することを発表し、4月19日のDSB会合において米国のEUに対する制裁発動が承認された。その後、EUは、2000年12月に新制度として先着順方式（first come, first served system, EU市場に優先的にバナナを輸出する業者に対し、関税割当内でバナナ輸入のライセンスを与える制度）を発表、本関税割当制度を2001年4月より施行し、遅くとも2006年には関税のみの制度に移行することを提案し、2001年4月、米とEU並びにEUとエクアドルは長年に渡るバナナ紛争の解決に向けて合意に達した。同合意内容は、EUは2001年7月1日から過渡的な措置としてライセンス制度を実施し、2006年1月に関税のみの制度に移行するというものであり、EUは予定通り2001年7月にライセンス制度を実施した。これを受けて、米国も同年7月1日より1999年以来実施してきたEUに対する制裁措置を解除した。なお、本件はその後DSB会合の議題として取り上げられ、2001年のEUと米国及びエクアドル合意の有効期限である2005年末迄の関税一本化の実施に向けて議論が行われてきた。2005年に入り、EUは、バナナの輸入を「従量税230ユーロ／mt＋関税割当なし」とすることを提案。これに対し関係国は、新提案は第三国産バナナの輸入を制限する可能性があるとしてEUと交渉を行ったが、調整はつかず、同年3月及び4月、中南米の9ヶ国（コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、パナマ、ベネズエラ、ニカラグア、ブラジル）がDSUに基づく仲裁手続の開始を申請した。同年8月、仲裁パネルは、従量税額の算出方法の不適切性及びACP諸国への適切な対処の欠如を理由に同案を棄却。これを受けてEUは、同年11月末、「従量税176ユーロ／mt＋77万5千ton無関税枠（ACP諸国）の

導入（2006年1月）」を発表したが、中南米3ヶ国（ホンジュラス、ニカラグア、パナマ）は、同提案はパネル上級委による勧告やその後の仲裁判断等に反するとして、11月30日、DSU 21.5に基づく履行確認のための二国間協議要請を行った。その後2006年に入り、エクアドルが改めて履行確認のための協議を要請。現在も協議が継続している。

## ② 本ケースのWTO協定上の問題点

### (a) 紛争解決了解（DSU）第21条5項と第22条の関係

紛争解決了解（DSU）第22条は、DSBの勧告が実施されない場合に、関係当事国がDSB（紛争解決機関）の承認を得て、制裁措置（代償及び譲許の停止）をとることができる旨規定している。DSBにおける承認にはネガティブ・コンセンサス方式がとられるため（注：資料編「WTO紛争解決手続の利用実態」参照）、関係国が異議を述べて仲裁に付されない限り、事実上自動的に制裁措置の発動が決定されることになる。

本件でEUは、第22条の制裁措置を発動するには、第21条5項に基づき原パネルが勧告実施案のWTO協定整合性をクロと判断することを前提条件とすべきことを主張し、一般理事会に対して公定解釈を求めた。現行DSUには、第21条5項と第22条の関係を示す規定はないが、一方の当事者が勧告実施のためにとる措置を、他方の当事者が勧告実施にあたらな一方的に判断して制裁措置をとることは、DSU上認められないと考えられ、このような場合、まずDSU第21条5項に基づき当該紛争を扱ったパネルに付託すべきとの考え方が有力である。本件については、DSU見直しの議論の中で検討された結果、我が国がイニシアティブをとって取りまとめたDSU改正提案（2001年11月

に一般理事会に提出)に、第21条の2の条文の新設として盛り込まれている。その後、ドーハ閣僚会議以降のDSU見直しの議論において、EU、日本等からこの点についての改正案が提出されている。

一方、DSU第21条5項によるパネルの判断を第22条の制裁措置の発動のための要件として厳格に位置づけると、敗訴国が勧告実施案の改善が不十分な場合、再度原パネルへの付託を繰り返すことになり、第21条5項の手続が永遠に繰り返されるという手続上の問題は残る。

(b) 米国のEU製品に対する輸入措置パネル

米国のEUに対する制裁関税賦課につき、DSBによる制裁承認は1999年4月19日であったにもかかわらず、米国は当初の制裁承認予定日であった3月3日より預託金の上乘せを実施し、事実上3月3日に遡る制裁を行った。EUは、本措置はDSU第23条ほかに違反するとして1999年5月にパネル設置を要求、2000年7月にEUの主張をほぼ認めるパネル報告書が配布されたが、EUは本パネルの判断に不服な点があるとして、2000年9月に上級委員会に申立

を行った。2000年12月に上級委員会報告書が配布されたが、ここでは、3月3日の措置と4月19日の措置は別個のものであり、3月3日の措置は今や存在しないので、米国が是正すべき事柄はないとして、その点についてはパネルの判断を覆した。但し、DSBの承認を得ること無しに実施された米国の一方的措置である3月3日の措置は、DSU第3条7項等に違反するとしたパネルの判断自体は、上級委員会も支持している。また、DSU第21条及び第22条手続の先後関係については踏み込んだ判断を行わなかったが、第22条6項による仲裁人が勧告実施のWTO整合性につき判断を行う(第21条5項の役割)ことが出来るとしたパネルの判断は誤りとしており、これらの上級委員会の判断については日本としても評価できる。

※ EUバナナ問題と同様に、WTO紛争処理手続上の履行の確保と米国通商法301条における一方的な制裁措置について問題となったケースとして、EUホルモン牛肉問題が挙げられる。同ケースの内容については、第II部第10章「基準・認証制度」を参照。

コラム◆ EUの類似措置

貿易障害規則 (TBR)

EUでは、米国の301条手続に類似するものとして、TBR(Trade Barriers Regulation: 貿易障害規則)が存在する。この措置は、「国際貿易ルール、中でもWTO体制下で確立されたルールに基づく共同体の権利の行使を保証するための共通通商政策の分野における共同体の手続を定める理事会規則」(No.3286/94)によって1994年12月に導入されたものである。

そもそも、EUは、共通通商政策の範囲内の措置であればローマ条約(1999年アムステルダム条約によって最終改正)133条(旧113条)により貿易

上の制裁措置をとることができるが、これに関して欧州理事会は1984年9月「違法な通商慣行に対する制裁措置について共通通商政策を強化することに関する理事会規則」(No.2641/84)を採択し、制裁措置をとるための手続的枠組みとして創設したのがNCPI(New Commercial Policy Instrument: NCPI,新通商政策手段)であった。TBRは、WTO協定実施の一環として、旧制度であるNCPIを大幅に改組したものである。

TBRは、外国市場開放の促進を意図している点で米国通商法301条と共通するものの、WTO協定をはじめとする国際通商ルールに基づき申立を

行うことが出来るような相手国の貿易政策・措置を対象としており、また調査開始から措置決定までの期間が特定されない点、さらに上記のように国際的な紛争解決手続の結果に拘束されるなど、より WTO 整合的となっており、DSU で禁止されている「一方的措置」に直接該当するとは言いがたく、「ルール志向」という本報告書の精神にも合致する点は、むしろ積極的に評価すべきであるとも言える。

本制度の概要は以下の通りである。

### ①内容

TBR は、域外国の不公正貿易慣行から欧州企業を保護するという従来からの目的に加え、欧州企業の域外国市場での活動を支援することも目的としている。

本制度に基づき、①共同体産業 (a community industry)、②個別企業、③ EU 加盟国は、「貿易に対する障壁 (obstacles to trade)」について、共同体の利益又は個別企業の利益に基づいて、欧州委員会に調査の申立てを行うことができる。

(注)

旧制度 (NCPI) からの主な変更点は以下のとおり。

- (a) 申立の対象となる域外国の措置は、NCPI では「違法な商業慣行 (illicit commercial practices)」とされていたが、TBR は「貿易に対する障害 (obstacles to trade)」の概念を導入、「域外国が採用・維持している貿易慣行で、通商ルールがそれについて訴権を設定しているもの」と定義した。これによって国際貿易ルールとの関連が明確になり、「非違反」案件も対象とされることとなった。
- (b) WTO 協定の成立で、サービスや知的財産権の分野にも通商上の原則が確立したことにより、サービスや知的財産権の一部も申立の対象に含まれ

るようになった。

- (c) 域内個別企業が個別企業の利益に基づいて申立を行うことを認めたことにより、EU からの輸出に対する制限的措置について、個別企業が手続の利用主体となることがより容易になった。

申立を受けた欧州委員会は、通常 45 日以内に調査開始を決定し、5 か月 (複雑な案件は 7 か月) の期間内で損害の調査を行う。調査の結果クロと判断された場合には、欧州委員会は当該措置を国際的な紛争解決手続 (主に WTO 紛争解決を想定) に付託する。国際的な紛争解決手続において当該措置に違法の判断が下され、被申立国に措置の改善が見られない場合、欧州理事会は、欧州委員会の提案に基づいて 30 日以内に制裁措置をとることを決定する。

なお、一連の手続の中の欧州委員会及び欧州理事会の行動 (手続開始の拒否を含む) の是非については、申立者及び関連団体は、EU の司法審査制度の下で争うことができる。

本制度で EU がとり得る制裁措置とは、関税の引上げ、数量制限の導入のほか、当該域外国との貿易に影響を与えるあらゆる措置を指す。TBR では、制裁措置の決定以前に、国際的な取決めによる紛争解決手続を尽くすことが義務づけられているときはその手続を尽くし、かつその結果を尊重することとされている。さらに、WTO 紛争解決手続の強化を受けて、国際紛争解決機関に対して制裁措置の許可を申請した場合には、許可された内容に沿った措置をとることが特記されている。

### ②発動事例

近年、TBR で取り上げられた案件は以下の通り (○印は、WTO 紛争解決手続に進んだもの)。

第II部 WTO協定と主要ケース

国名	調査開始時期	WTO紛争解決手続	案件
アルゼンチン	97年2月	○	皮革の輸出並びに皮革製品の輸入
	99年11月	○	繊維製品並びに衣料品の輸入に関する施策
ブラジル	97年4月		コニャックの原産地呼称
	98年11月		ソルトビール等の化学製品の輸入
	99年4月		航空機の輸出補助金
	04年1月	○	再生タイヤの輸入に関する措置
カナダ	99年6月		“Prosciutto di parma”の地理的表示
	02年5月		ワインの地理的表示（「ボルドー」、「メドック」）
チリ	98年7月	○	チリの港でのメカジキ積み替えの禁止
コロンビア	00年8月		輸入車に対する差別的な付加価値税制度
インド	05年9月	○	ワイン・蒸留酒の輸入に関する措置
日本	97年4月	○	皮革製品の輸入（関税割当制度、補助金）
韓国	98年5月		化粧品品の輸入
	99年7月		製薬品の価格並び払い戻し
	00年12月	○	造船業界への補助金
タイ	91年7月		海賊行為に対する著作権保護法
トルコ	03年12月		製薬品の輸入に関する措置
米国	96年11月	○	繊維製品の原産地規則
	97年2月	○	1916年アンチ・ダンピング法
	97年6月	○	著作権法（音楽作品）
	01年8月	○	調合マスタードの輸入
	03年3月	○	油糧種子生産への補助金
ウルグアイ	04年9月		スコッチウィスキーに関する酒税制度

# 《参考》競争法の過度の域外適用について

ここで取り上げる「競争法の過度の域外適用」の問題は、直接的には WTO 協定との整合性に係るものではないが、国際法上の許容性の観点から問題となるために検討するものである。特に、「輸出者利益」に基づき相手国の国内市場の在り方に対して、反トラスト法の域外適用を行

おうとする米国の政策は、国際法上許容される範囲を超えるものである。あわせて、域外適用に際し自国外の事業者に自国の競争法を實際上執行出来るか（「執行管轄権」という手続き上の点についても最近問題となってきたため、この点からも検討を行う。

## 1. 域外適用をめぐる問題点

### (1) 国家法の域外適用（立法管轄権の行使）と効果理論

通常、一国の法律は、その国の領土内においてのみ適用され、その効力は外国に及ばないというのが原則である。このような「属地主義」の考え方は各国競争法（反トラスト法、独占禁止法等）にもあてはまる。

しかし、経済活動のグローバル化の進展により、外国で行われた行為が自国市場に重大な影響を及ぼす蓋然性が高まってきたことを受けて、厳格に「属地主義」を適用するだけでは、競争法による効果的な規制が必ずしも実現できないとされるようになった。

従来から、外国で行われた行為であっても自国の市場に競争制限的效果が及ぶ場合（例えば、自国が輸入している製品について輸出国側の企業が価格カルテルを行っている場合）に、当該行為に対して自国の競争法を適用することが一定程度行われてきている。

特にこの数年、カルテル行為が国際的に禁止すべき行為である点について先進国間で一致が見られていること（「ハードコアカルテルに対する効果的な措置に関する OECD 理事会勧告（1998年）」等）もあり、国際カルテルに対して被害を受けた国が自国の競争法を適用することは、米国、欧州を中心に幅広く行われるようになってきており、競争法の域外適用も国際カルテル抑止の流れの中で考える必要がある。

米国をはじめ EU 諸国を含めた少なからぬ国（とりわけ OECD 諸国）は「効果理論」（注1）の考え方を採用しており、またこのような「効果理論」の考え方自体は、1970年代に国際法協会及び万国国際法学会といった団体によっても承認されている。国際的な学術団体である上記の団体が承認していることをもって、直ちに「効果理論」の考え方が国際法上許容されるとみなすことはできないが、国際法の形成に重要な役割を果たしているこれらの学術団体による承認

は、現在の国際的な理解の在り方を傍証するものとして捉えることができる。

(注1)「効果理論」

#### ○国際法協会「制限的取引立法委員会」

ニューヨーク総会(1972年)において、「効果理論」を国際法の原理として承認。

「効果理論…国家は、以下の要件が充足される場合には、領域外において行われ、かつ、領域内に効果を生じる行為を規制する法規範を定立する管轄権を有する。

- ・当該行為とその効果が、当該法規範の適用対象となる活動の構成要件であること
- ・領域内における効果が実質的であること、および、
- ・その効果が、領域外の行為の直接の、かつ、主として意図された結果として生ずること。」

#### ○万国国際法学会

オスロー総会(1977年)において、多国籍企業の競争制限的行為を規制する管轄権を、効果理論(意図された、少なくとも予見可能な、実質的な、直接的かつ即時的な効果を領域内に及ぼす領域外の行為に対する適用)によって基礎づけることとした。

我が国においても、公正取引委員会の独占禁止法涉外問題研究会報告書(1990年)が、「効果理論」に基づく競争法の域外適用については、「外国企業が日本国内に物品を輸出するなどの活動を行っており、その活動が我が国独占禁止法違反を構成するに足る行為に該当すれば、独占禁止法に違反して、規制の対象となると考えられる。」として「効果理論」を認めたが、上述の観点からは、妥当なものといえる。

また、外務省の委託研究報告書(「競争法の域外適用に関する調査研究」2001年3月)においても、「国家は、ある事項が自国と密接、実質的、直接かつ重要な関連があるため、かかる事項を対象とすることが国際法及びその他の様々な側

面(諸国家の慣行、不干渉及び相互主義の原則並びに相互依存の要請も含む)に合致する場合には立法管轄権を有する」という「密接関連性」を域外適用の可否を判断する際の基本の一つとすることが適当と考えられるとの見解を述べている。

こうした状況の中、厳密な意味での域外適用の事案にあたるかどうかはともかく、実務上も、ノーディオン事件(1998年)において、日本企業に排他的契約を強制したカナダの事業者に対して独禁法3条違反で勧告をした事例や、公正な取引方法に違反するおそれがあるとして、日本国内のマイクロソフト社と同時に米国マイクロソフト社に対して警告を行った事例(1998年)等も生じてきており、独占禁止法は涉外的な要素をもつ事案に適用されるようになってきた。

また、これまでは、在外に居住する者に対する独占禁止法上の書類の送達については、民事訴訟法の送達規定のうち、在外者に対する書類の送達に関する規定を準用していなかったため、外国に所在する事業者等に対して、独占禁止法上の書類を送達することはできないとされていたが、2002年の独占禁止法改正により、在外者に対する書類の送達手続の整備がなされている(注2)。

(注2)従来我が国の実務においては、例えば、前述のノーディオン事件では、ノーディオン社の日本における代理人弁護士に文書を送達するということで対処されてきた。2002年の独占禁止法改正により、在外者に対する書類送達については、民事訴訟法の外国における送達規定等を新たに準用するとともに、一定の場合には公示送達することができることとされ、執分管轄権上の問題を生じさせない形で手続を進めることが可能となった。

## (2) 効果理論に基づく競争法の域外適 の限界.米国の競争法（反トラスト 法）の「過度の」域外適用

各国の競争法は、本来その国の市場における公正かつ自由な競争の確保、更にはその国の消費者利益の確保を保護法益としているため、競争法の域外適用については、上述した「効果理論」の考え方をを用いれば、国外で行われた行為が、国内市場の競争に直接かつ実質的な効果をもたらす場合等に限り、行うことが可能であると考えられる。

しかし、国外で行われた行為が、国内市場の競争に直接的かつ実質的な効果をもたらさない場合（例えば、輸入国側で行われている輸入カルテルによって、輸出国側の「輸出者の利益」が害されている場合）において、競争法の域外適用を行おうとすることは、国際的に許容される範囲を超えるものであることに留意すべきである。このような場合では、輸出国側の「輸出者の利益」を云々する以前に、当該行為によって、輸入国側の国内市場の競争が損なわれていると考えられるため、当該輸入国の競争法の問題と考えることが適当である。

しかし、米国は、1992年以降、自国の輸出を制限する領域外での行為について、「効果理論」の解釈を拡大し、領域内市場に実質的な効果を及ぼしているかどうかにかかわらず、「領域内の輸出者に悪影響を与えている」として、競争法（反トラスト法）の適用を行う方針を発表、維持している。

それまで、米国の反トラスト法の域外適用に関しては、判例を通じ、域外適用に合理性(reasonableness)がある場合に限り実施できるといって、合理性基準と呼ばれる基準が形成されていた。また、1988年に米国司法省が公表した「国際事業活動に関する反トラスト施行ガイドライン」においても、同省は米国の消費者の利益を

害する国外の反競争的行為に対してのみ懸念を有するものであり、米国の輸出者の利益を害する国外の反競争的行為であっても、米国の消費者に直接影響を与えないかぎり、反トラスト法の執行を行わない方針が示されていた。ところが、1992年4月に、司法省は、米国の消費者に直接影響を与えるか否かにかかわらず、米国の輸出者の利益を害する輸出先企業の行為に対しても、反トラスト法を域外適用していくとの施行方針を発表した。そこでは、米国からの輸出に対して直接的、実質的かつ合理的に予見可能な効果を有する反競争的行為が対象とされており、具体的には、輸入に係るグループ・ボイコット、価格カルテル及びその他の排他的行為が挙げられている。

実際に、1994年5月には、司法省が、1992年の政策変更後初めて、米国輸出者の利益を害しているとして、英国企業ピルキントン社を反トラスト法違反で提訴した。この事件で司法省は、ピルキントン社と米国企業の特許ライセンス契約が既に失効しているにもかかわらず、その付随条項である地域制限や輸出制限、さらにサブライセンシングの禁止等の条項が有効となっていることは、不当な取引制限に当たる、と主張した。すなわち、これらの制限条項は、米国の会社によるガラスの輸出もしくは米国外でのガラスの生産を制限することとなると判断したのである。結局、本事件については、同社と司法省の間で和解判決が合意され、ピルキントン社は米国の会社の輸出や生産を制限することとなるいかなるライセンス契約に基づく権利も主張してはならないとされた。

さらに、司法省及び連邦取引委員会は、1995年4月に新しい「国際事業活動に関する反トラスト施行ガイドライン」を公表した。そこでは上記1992年方針の内容を踏襲し、米国の輸出者の利益を害する行為に対しても、司法省及び連

邦取引委員会の管轄権を肯定し、反トラスト法を域外適用していく方針が示されている。

こうした自国の輸出を実質的に制限する国外での行為に対して、自国の輸出者に効果を与えているとして、自国の競争法を域外適用していく米国の方針は、国際的にコンセンサスのある「効果理論」の考え方の枠を超え、他の国には全く例がないものである。

なお、1997年11月に司法省が新設した「国際競争政策諮問委員会(ICPAC)」において、競争法の域外適用の問題を含めた審議が行われ、その最終報告書が2000年2月に司法省長官及び反トラスト局長へ提出された。同報告書の中において、米国の輸出者の利益が害されている市場アクセス問題に対し、積極的礼讓(2.(1)参照)を活用することが重要であるが、一方で、域外適用による解決策も維持すべきと述べられている。

### (3) 「執行管轄権」の限界による実質的な域外適用の制約

上記にあるように、「効果理論」に基づく競争法の域外適用に関する国際的なコンセンサスは出来つつあるものの、競争当局者が競争法を外国に所在する事業者(外国事業者)に対して当然に域外適用することが国際的に許容されているわけではない点に留意すべきである。これは、国家管轄権の中に、「法の定立(とその適用)」の側面を有する「立法管轄権」と「国境を越えた公権力の行使」の側面を有する「執行管轄権」とが存在しており、上記で述べてきた効果理論の考え方はこのうち立法管轄権が存在する根拠であって、当該対象となる外国事業者に対して執行管轄権が存在するか否かについては別途検討が必要なためである。これについては、「他国の領域内において、その国の政府の同意を得ずに公権力の行使にあたる行為を行ってはならな

い。」という一般国際法上の基本原則が、国際的に承認されている(注3)。A国がB国企業を対象としてB国政府の同意を得ずに域外適用を実施する際、当該企業に対する排除措置、罰金徴収等の強制措置をB国内で実施することは国際法違反であるし、そのような強制措置に関する手続の一環として当該企業に対してのコンタクトを行うことは、上記基本原則に違反する「公権力の行使」に当たるおそれがある。特に最近、競争法の執行にあたり、外国事業者にFAXや郵送により直接事情聴取する等の事例が生じており、執行管轄権についての問題が浮上してきている。

こうした問題を避けるために、外国事業者に対して調査を行う場合、後述する協力協定の活用により当該事業者が存する国の競争当局への協力を仰ぐほか、自国内に存在する子会社や支店、代理人等を名宛人とする等の方法がとられることがある(注2参照)が、子会社及び支店については、そもそも対象となる外国事業者を代理する権限があるのかどうか疑問であり、国際的にひろく承認されているとは言いがたい。

(注3)上記に関する著名な先例である常設国際司法裁判所「Lotus号事件」判決(1927年)は、“the first and foremost restriction imposed by international law upon a State is that, failing the existence of a permissible rule to the contrary, it may not exercise its power in any form in the territory of another State...”と述べている。また、本分野の代表的な学術書であるOppenheim's International Law(Robert Jennings及びArthur Watts著9th ed.1992)は、“a State is not allowed...to exercise an act of administration or jurisdiction on foreign territory, without permission.”と述べている。

### (4) 問題点に対する対応

米国の反トラスト法の域外適用の方針は、前

述のように、「効果理論」の考え方に基づく競争法の域外適用に関する国際的なコンセンサスの範囲を超えるおそれの高いものであり、範囲を超えた場合には、競争法の「過度の」域外適用に当たるといふべきものである。

競争法の過度の域外適用は、問題の解決につながるよりむしろ相手国との間により深刻な紛争を惹起する可能性が高い。

我が国としては、1992年4月の米国司法省の方針変更（米国の輸出を制限する海外の行為をも反トラスト法の規制対象とする）の際、「国際法上許容されない米国内法の域外適用にあたる」との立場から遺憾の意を表明するとともに、運用面における慎重な対応を要請している。

また、その後発生した感熱紙カルテル事件（注4）において「法廷の友（Amicus Curiae）」（裁判所に係属する事件について裁判所に情報または意見を提出する第三者）として1996年11月（控訴審）及び1997年7月（上告審）に提出した意見書においても、米国領域外において外国人が行った行為について米国の反トラスト法の刑事罰規定を域外適用するという司法省の主張は国際法上許容されないとする日本政府としての立場を表明している。

さらに、2000年に発生したビタミン剤カルテル訴訟（注5）においても、「法廷の友」として2004年2月3日（米国連邦最高裁）に提出した意見書で、外国取引反トラスト改善法（FTAIA：シャーマン法の域外適用）は、米国外の市場における外国会社からの商品の米国外の購入者に対して、反トラスト法に基づく損害賠償請求のために米国裁判所に訴訟を提起することができる解釈されるべきではないとする日本政府としての立場を表明している。なお、日本政府の他、米、加、英、独、蘭、ベルギーの各政府においても、同様に連邦控訴裁判所の判断に反対する旨の意見書を提出している。同

じく、2003年にベネズエラ、フィリピン、台湾、ドイツの米国外企業4社が、化学調味料に関する国際カルテルによって損害を受けたとして、反トラスト法に基づき日本企業を含む化学調味料メーカー10社を提訴した案件（注6）においても、日本政府は連邦控訴裁判所へ意見書を提出し、ビタミン剤カルテル訴訟と同様の主張を行った。

今後も、競争法の「過度の」域外適用を行うとする相手国に対しては、一方的に自国法を域外適用することを慎むよう積極的かつ継続的に主張していくとともに、多国間協力又は二国間協力を進めていくことが重要である。なお、英国、豪州等においては、主として米国の反トラスト法の域外適用を念頭に置いて、域外適用国の判決の承認・執行を拒否することを内容とする対抗立法が制定されている。（対抗立法には、外国政府または裁判所からの文書提出命令等に従うことを禁じ得ること等も含まれている。）

#### （注4）感熱紙カルテル事件

米国競争法の刑事規定の域外適用について争われた初の事例。対米輸出をしていたFAX用感熱紙の値上げを1990年頃行った我が国製紙メーカーのうち1社が、日本国内においてカルテル行為に加担していたとして、1995年12月に米国司法省によって起訴された。1996年9月マサチューセッツ連邦地裁は、刑事事件においては効果理論に基づく域外適用を行うことには疑問があるとして原告（司法省）の申立を却下した。しかし、1997年3月控訴裁判所は、民事事件と刑事事件で別異に解する理由はないとして地裁判決を覆し、さらに1998年1月連邦最高裁も上訴を認めず却下した。これによって、刑事法的にも米国が反トラスト法の域外適用を行うことが確認された。

#### （注5）ビタミン剤カルテル訴訟

日本企業6社や米独企業等を含むビタミン剤の製造業者等46社の国際カルテルにより損害を被ったとして、2000年11月に米国反トラスト法に基づき、米国外のビタミン剤購入事業者12社(エクアドル、パナマ、メキシコ、ベルギー、英国、インドネシア、オーストラリア及びウクライナ等)が米国内外の購買者を代表して集団訴訟を提起した。

訴訟の内容は、被告が共謀して、米国を含む世界の規模での市場の割当価格協定(国際カルテル)によって生じた被害について三倍賠償を求めるというものである。

当初、米国連邦地方裁判所は、事物管轄権(当該事件をその裁判所で取り扱うことが認められていること)がないとして原告側の訴えを却下したが、2003年1月に控訴審の連邦高等裁判所は、外国取引反トラスト改善法の解釈により、地裁判決を破棄して、米国連邦裁判所の事物管轄権を認めた。

その後、被告側は連邦最高裁判所に上告し、その申立が2003年12月に受理されることとなった。2004年6月の連邦最高裁判所の判決は、専ら米国外の被害に関するものであることに注意を要するが、被告の共謀によるカルテルにより米国外において生じた右被害が、同じカルテルにより米国内で生じた被害とは独立したものであることを前提として、かかる状況においては、米国外において生じた右被害について、米国反トラスト法(シャーマン法)は適用されないと判示した上で、原告が主張するところの「米国外におけるカルテルがもたらす効果と米国内における効果が関連している」との主張については、控訴審で審理・判断がなされていないとの理

由で判断はせずに、連邦高等裁判所に差し戻した。2005年6月、連邦高等裁判所は、差し戻された原告主張につき、カルテルにより米国外において生じた被害と米国内で生じた被害とは独立したものであり、事物管轄権は認められないとの判断を示した。2005年10月、原告は連邦高等裁判所に対して上告受理申立を行ったが、2006年1月、連邦最高裁判所は連邦高等裁判所の判決を妥当とし、原告の上告受理申立を却下し、本訴訟に関して、米国連邦裁判所の事物管轄権は認められないとする連邦高等裁判所の判決が確定した。

なお、2004年6月の連邦最高裁判所の判決では、ドイツ、カナダ、日本が提出した意見書を引用し、米国反トラスト法による三倍賠償を外国における行為に適用することに対しては、外国政府から主権の侵害との懸念が伝えられている旨言及している。

### (注6) 化学調味料カルテル訴訟

本件においても上記ビタミン剤訴訟と同様に米国国内裁判所の事物管轄権が問題となった。2005年5月、一審のミネソタ連邦地裁は連邦裁判所の事物管轄権を認める判断を行ったものの、同年10月に同地裁は当初の判断を覆し(同年6月にビタミン剤訴訟差し戻し審において管轄が否定されていた)、管轄権を否定したため、原告は第8連邦控訴裁判所に控訴していた。2006年2月、控訴裁判所は、カルテルにより米国外において生じた被害と米国内で生じた被害との間に直接的な関連性は認められない、として事物管轄に関する原告の主張を退けた。

## 2. 国際協調を通じた「域外適用」の謙抑への期待

### (1) 「国際礼讓」と域外適用

競争法等の国内法を域外適用することによって生じる管轄権の抵触をめぐる国際紛争を防止するため、従来から「国際礼讓」が考慮されてきた。管轄権の域外適用の局面で「国際礼讓」を考慮するというのは、相手国で行われた行為に対して、自国法を域外適用するための管轄権があるにもかかわらず、国際関係上の配慮に基づき相手国に一定の敬意を払って、自国の管轄権の行使を抑制するという（特に英米において伝統的な）考え方である。

ただし、国際礼讓の原則自体は、個別の条約、または条約上の共助枠組みにおいてそれが採用されれば別であるが、積極的礼讓も消極的礼讓も国際法上の義務ではなく各国の政策の問題であり、二国間で特に合意されていない限り、国際礼讓を払わないことがあっても、道義上や政治上の非難を受けることはあっても法的な責任は生じない。

### (2) 米国における国際礼讓の取り扱い

米国では、1970年代においては、ティムバレン連邦控訴裁判決（注7）に代表されるとおり、一律に「効果」の発生を根拠にして域外適用を肯定する効果主義が疑問視され、管轄権を實際に行使するにあたっては、「国際礼讓」を十分に考慮すべきとの考え方が広まった。

しかしながら、1993年のハートフォード火災保険最高裁判決（注8）は、原則として効果主義に従って反トラスト法の域外適用の可否が判断されることを確認し、①外国の法律が米国法の禁止する方法で行動することを強制している場合、②米国法を遵守することが外国の法律によって発動される命令に違反する場合に限つ

て、国際礼讓により管轄権の行使が抑制されるとした。

さらに、1995年4月に司法省及び連邦取引委員会が公表した「国際事業活動に関する反トラスト法施行ガイドライン」において、反トラスト法の域外適用にあたって「国際礼讓」を考慮すること、反トラスト法執行の必要性と外交政策上の配慮との比較衡量によって、反トラスト法を域外適用するか否かを判定すべき旨が明記されたものの、そこでは「国際礼讓」の範囲を狭く限定する解釈を採用したハートフォード火災保険最高裁判決が引用されている。

2004年のビタミン剤カルテル訴訟における連邦最高裁判決においては、外国で生じた損害について反トラスト法を適用することは外国の競争法の執行権限を実質上侵害するものであるとの日本政府を含む関係国政府の懸念を踏まえ、同法の域外適用は否定されたものの、米国内で生じた損害については同判決の射程外であり、かつ、上記ガイドラインにハートフォード火災保険最高裁判決が引用されていることに鑑みれば、「国際礼讓」に対する考慮が反トラスト法の域外適用を有効に抑止しえないことが依然として懸念される。

（注7）ティムバレン連邦控訴裁判決

1976年、米連邦控訴裁判決は、管轄権の行使の可否を決定するにあたり、国際礼讓を考慮の上、「管轄権上の合理の原則」に基づいて、反トラスト法の域外適用に対して一定の抑制的立場を採るべきである、と判示した。具体的には、①外国法または政策との抵触の程度、②当事者の国籍および所在地もしくは主要な事業地、③強制執行命令の執行可能性、④他国と比較した場合の米国への影響の相対的な重要性、⑤米国通商を阻害し、または影響を与える意図の明

確性の程度、⑥その予見性、⑦米国内で行われた違反行為と、米国外で行われた違反行為の重要性の程度、を考慮すべきとした。

(注8) ハートフォード火災保険最高裁判決

1988年、米国の数州の司法長官及び多数の私人の原告は、米国と英国の保険会社が英国において再保険の条件制限に合意したことをシャーマン法違反として、訴訟を提起した。英国の被告は、当該制限が、英国保険市場において長期にわたり確立された慣行であり、さらに完全に米国外で、非米国人により行われた行為であり、また当該行為が行われた場所では合法であるものについては、シャーマン法は適用されるべきではないとの理由により、彼らに対する訴えは却下されるべきであると申し立てた。しかし、1993年、米最高裁は、外国の法律が外国人に米国反トラスト法により禁止されているやり方で行為するよう命じていないならば、あるいは米国法を遵守することが外国の法律により発せられる命令に反しないならば、米国の裁判所は国際礼讓に基づき管轄権の行使を自制してはならない、と判示した。

### (3) 国際協調に向けた動き

競争法の域外適用によって生じる管轄権の重複ないし抵触の問題については、国家間で条約又は国際協定を締結することによって実質的な解決を図ることが考えられる。しかし、関係国間の競争法に関して調和が図られていない状況下では、かかる条約ないし国際協定の効果にも限界がある。したがって、競争法の執行面での国際協力と同時に、競争法そのもののハーモナイゼーションを図ることが問題解決にあたって重要である。

#### ①競争法の執行面での国際協力

競争法の執行面での国際協力については、1970年代から多国間または二国間で、通報・情

報提供等の協力に関する取り決めがなされてきた。多国間の取り決めとしては、「国際通商に影響を及ぼす反競争的慣行についての加盟国間の協力に関するOECD理事会勧告」(1979年、1986年、1995年改訂)で通報・協議手続制度の活用が明記された。さらに1998年3月には、ハードコア・カルテルについて、競争法の最も悪質な違反であることを考慮し、当該行為を禁止する各国の法律の収斂を進めることとあわせて、執行における国際協力と礼讓を定めた「ハードコア・カルテルに対する効果的な措置に関するOECD理事会勧告」が採択された。

また、二国間の協力協定としては、米、EUを中心にして10以上の協定が締結されている。(米・独間(1976年)、米・豪間(1982年、1999年改正)、米・加間(1984年、1995年改正)、独・仏間(1984年)、米・EU間(1991年、1998年追加)、豪・NZ間(1994年)、米・イスラエル間(1999年)、EU・加間(1999年)、米・ブラジル間(1999年)、米・墨間(2000年)、加・豪・NZ(2000年)、加・墨(2001年))このうち、1998年6月に米・EU間で締結された協定では、相手国に競争法執行を要請し、相手国が仮に執行活動を開始した場合は、要請国が自らの執行活動を控えあるいは中断する可能性がある旨の積極的礼讓プロセスが定められた。これらの協定は、国際的な広がりを持つ反競争的行為に対し、関係国が、競争法の域外適用によって生じ得る衝突を回避しつつ、協力して対処するための枠組みを提供している(注9)。

これらの世界的な国際協調の進展を背景に、我が国でも、まず1999年10月に、米国との間で「反競争的行為に係る協力に関する協定」が締結された。この協定の締結により、国際的な広がりを持つ反競争的行為に対する我が国競争法の執行の強化、日米競争当局間の協力関係の発展、米国の反トラスト法の域外適用をめぐ

る問題への対処等が期待される。EUとの間では、2003年7月に、カナダとの間でも、2005年9月に、日米協定とほぼ同様の協定が締結されている。この他、2003年5月からは、オーストラリアとの間で、協定締結の可能性についての検討が開始され、両当局間での対話を継続している。

地域経済連携の枠組みにおいても、競争政策分野の協力に向けた取組が行われている。具体的には、2002年11月に「日・シンガポール新時代経済連携協定」、2005年4月に「日・メキシコ経済連携協定」、2006年7月に「日・マレーシア経済連携協定」がそれぞれ発効し、これらにおいて競争政策に関する両国間の協力が盛り込まれている。その他、日・タイ、日・フィリピン、日・インドネシア、日・チリとの経済連携協定交渉においても、競争政策に関する両国間の協力を盛り込んだ内容で大筋合意に達するなど（日・フィリピンは2006年9月に署名）の進展が見られる。

最近、反競争的行為が刑事罰の対象となる場合には、自国の刑事手続きに使用する証拠を入手するため、他国に協力を求める共助条約（MLAT）等の国際捜査共助手続を利用する動きが進んできている。競争法の協力協定は行政目的の達成に必要な情報の提供として行われるのに対し、国際捜査共助は刑事事件の証拠の提供として行われるものである。日米間においても、2003年8月にMLATが締結されたが、それ以前でも日本では国際捜査共助法に基づき、米国政府からの外交ルートでの要請により一定の条件の下での捜査協力を行ってきた。例えば、上述した感熱紙カルテル事件でも、米国政府からの捜査共助依頼によって、国内事業者に対して東京地方検察庁が捜査を行っている（注10）。

#### （注9）競争当局間の協力の例

米・EU間では、合併問題の分野での両者の協力強化に関する作業グループが設置され、GE/ハネウェルケースをはじめとし、初期段階からの情報交換を通じ、緊密な協力が進められている。また、合併案件以外においても、協力協定の枠組みに基づいて解決されたマイクロソフト社事件が挙げられる。これは、マイクロソフト社が採ったライセンス契約締結の際の市場支配的地位の濫用行為に対し、米国司法省と欧州委員会が協力して双方の市場の調査を行い、1994年7月に同社と排他的取引慣行の排除等を内容とする和解協定を締結したケースである。これは、競争法に違反する多国籍企業の行為に対し、協力して積極的に取り組む両当局の姿勢を示すものとして評価されている。さらに、本協定の「積極的礼讓合意」を踏まえて初めて行われた例として、航空券のコンピューター予約システムに関する差別的な取扱についての調査がある。これはアメリカンエアラインズの提訴を受け、司法省が欧州委員会に調査を依頼したものであるが、これを受け、欧州委員会はエールフランスについて正式調査を開始。それを契機に当事者間（エールフランスとアメリカンエアラインズのコンピューター予約システムSABRE間）で改善策の合意に達し、問題解決に至った事例（2000年）である。

#### （注10）感熱紙カルテル事件の捜査共助について

感熱紙カルテル事件（注4参照）については、裁判段階において日本政府より「日本企業が米国領域外で行った行為につき米国国内法による刑事管轄権を行使することは国際法上許容されない」と主張したところであるが、それ以前の段階において米国政府からの共助要請に応じて、東京地方検察庁が捜査差押処分を行う等協力を行っている。これは、米国政府からの共助要請の時点で、要請受入れの判断を行うにあたっては、国際捜査共助法にしたがって手続を行うことが定められているところ、同法上、外国からの共助要請を受け入れない要件として、双

罰性の欠如、相互主義の保障の不在等が規定（同法第2条）されているにとどまり、本件はこの要件に合致しないため、共助を行ったものと考えられる。この双罰性の判断にあたっては、抽象的双罰性で足りるとされており、本件の場合、対象たるカルテル行為が、我が国独禁法上も刑法上の処罰の対象となっているということをもって、抽象的双罰性ありと判断されたと解される。

## ②競争法のハーモナイゼーション

競争法のハーモナイゼーションについては、OECD・WTO等の多国間協議の場を通じて競争法のコンバージェンスの検討を進めるとともに、未だ競争政策の確立していない国々に対し、技術援助を通じ適切な競争法の導入を図ることも有益であろう。

WTOにおいても、1997年7月より貿易と競争政策の相互作用に関する作業部会において、貿易措置が競争に与える影響等について検討が進められてきたが、第4回閣僚会合（2001年11月）においては、競争政策に関するルール策定について、第5回閣僚会合以降交渉を開始するべく準備作業を開始することが合意され、以後、透明性や無差別性といった主要原則、ハードコアカルテルに関する条項、任意での協力のためのモダリティ、途上国における競争制度の漸進的強化等について焦点を絞った作業が行われてきた。第5回閣僚会合（2003年9月）では、WTOで新たな分野を扱うことに対する途上国の反発などにより交渉開始には至らず、その後、2004年7月の枠組み合意において、貿易円滑化、投資、競争、政府調達透明性の4つの新しい交渉分野のうち、貿易円滑化を除いた競争を含むその他の3分野については今次ラウンド期間中、交渉開始に向けた作業は行わないこととされた。

また、2001年には、米・EUを中心として先

進国等10数か国の競争当局により、競争法及び政策の国際的な協調、協力を目指した国際競争ネットワーク（International Competition Network「ICN」）が発足し、2002年9月に第1回年次総会が開催されている。これは公的な機関ではなくあくまで任意に参加した当局によるボランティアな組織で、ここでコンセンサスに到達した場合にもそれを履行するかどうかは各当局の自主性に委ねられることとなるが、複数の管轄にわたる競争法執行の機会が増大する中で手続面及び実体面での問題解決に取り組むための方法として広く関係者の意見交換の場となることが期待されている。現在では、87か国・地域から99の競争当局が参加し、カルテル作業部会、合併作業部会などの作業部会を設けて検討を続けている。